

# 平成31年度 いじめ防止基本方針



石岡市立府中中学校

作成日：2019年4月1日

# I いじめ防止対策のための基本方針

## はじめに

現在、学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、携帯電話等による新たないじめ問題が生じ、いじめはますます潜在化・複雑化する様相を見せている。

このような中、学校では全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが強く求められている。

そこで、本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成する。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが重要である。また、いじめが認知された場合には、早期に対応することにより的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、教職員がもつべき、いじめ問題についての基本認識を以下に示す。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 未然防止対策

### (1) 生徒の実態を把握するために

#### ① 教職員の気付きが基本

生徒や学級の様子を知るには、教職員の気付きが大切である。そのためには、生徒と同じ目線で考え、共に笑い、共に涙するといった場を共有することが大切である。その中で、生徒の言動から、個々のおかれている状況や精神状態を推察することができる感性を高めていくことが求められている。

#### ② 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが重要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や、学級内の人間関係を把握する学校生活アンケート等を活用することが有効である。

### (2) 望ましい集団を育成するために

生徒が、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が重要である。

生徒は、環境に大きな影響を受ける。教職員が生徒に愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめを未然防止する上で大きな力となる。

#### ① 生徒から信頼される教職員

生徒は、教職員の言動をよく見ている。教職員の何気ない言動によって生徒を傷つけたり、いじめを助長させたりすることがないように心がけなければならない。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

#### ② 教職員の協力体制

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導について悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする職場の雰囲気が大切である。

#### ③ 自己肯定感の高揚

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒を成長させる。また、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、セルフ・マネジメント力を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

教職員の生徒への温かい声かけが自己肯定感を高め、生徒は大きく変容することを、教職員は常に意識する。

#### ④ 集団で事を成すことを通して自己有用感と成就感を実感させ、生徒の自治力によっていじめのない学校をめざす生徒会活動

##### (1) 生徒会活動のねらい

自分たちで考え、協力し合って取り組む自治的な活動を通して、よりよい学校生活を築こうとする自主的な態度を育てることをねらいとして、生徒会主体の活動を充実させる。そして、自主的な活動を通して、自他の存在を認めて互いを尊重し合える態度や、すべての生徒が安心できる学校生活を自分たちで築いていこうとする思いを育て、全校生徒で協力して、いじめの未然防止を図る。

## (2) 生徒会活動の内容

生徒会活動は、年間を通して計画的に実施する。自治組織の中核としては府中  
 中生徒代表会議 (Fuchu Students Convention) を組織し、生徒の代表者による生  
 徒会活動の自治的運営を行う。これらの活動によって、自分たちでよりよい学校  
 を築いていこうとする風土をつくっていく。

平成31年度

### 生徒会活動年間計画

石岡市立府中中学校  
 平成31年4月1日

学校教育目標  
 「心を磨き、共に考え、自ら実践する生徒の育成」

めざす生徒像	【重点事項】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○他者の意見に耳を傾け、よりよいものを追究できる生徒</li> <li>○根拠を明確にし、堂々と自分の意見が述べられる生徒</li> <li>○最後まで粘り強く、やり遂げる生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆元氣なあいさつ ☆明るい笑顔</li> <li>☆授業に集中 ☆「はい」という返事</li> </ul>

平成31年度 生徒会活動スローガン  
 ( 生徒会において検討中 )

府中中生徒代表会議  
 (Fuchu Students Convention)

○学校生活をより豊かにするため、学校の諸課題について話し合い、解決の方法を考え、実行する。  
 活動内容・学校生活を豊かにするため、課題とその解決方法について話し合い、協力して実行する。  
 ・生徒集会活動を実施する。そのための提案は、各学級(学級会)や各学年(学年代表委員会)、各委員会、  
 部活動部長会などが行う。  
 運 営・生徒代表会議は、生徒会議長団・各委員長・部長会長・ボランティア隊長で組織し、会議の企画・運営にあたる。  
 ・生徒から提案された内容は、生徒会本部で検討し、会議にはかる。  
 ・決定事項は、委員会や部長会、学級会などを通して生徒に伝え、生徒全員でその実行にあたる。

生徒集会活動	委員会活動	部活動
各行事を自治的に行うことで、達成感や成就感を味わい、学校生活をより豊かにする。	学校生活の向上を図る活動を生徒が分担して行うことで、学校生活を豊かにする。	生徒の自治的活動により、活発な雰囲気を生み出し、学校生活を豊かにする。

生徒集会及び生徒会活動の計画(案)				委員会の主な活動内容(案)		部活動部長会	
月	集会名	活動のねらい	提案	【常任委員会】		部活動の主な活動計画(案)	
4月	新入生を迎える会	新入生を温かく迎えるとともに、新しい年度の学校生活を築いていく意欲を養う。部活動の紹介を行う。	本部 代表会議 部長会	○生徒会本部(12月の選挙により生徒会員より選出) ・学校全体の課題についての話し合い ・生徒会活動・行事の企画・運営 ・代表会議の運営		・部長会や各部長が中心となって、ルールやマナーへの意識を高める。 ・各部の現状や問題点を話し合い、よりよい部活動の在り方を考える。	
5月	生徒総会 衣替え集会	みんなで学校を豊かにしていこうとする意識を高める。 全校できちんとした身なりで生活することで集団としての一体感を高める。	本部 代表会議	○学年代表委員会 ・学校全体や各学年の生活についての話し合い ・学年生徒会行事等の企画・運営		部活動の主な活動計画(案)	
6月	総体選手壮行会 交通安全集会	学校全体で団結して総体に向かう気持をもつ。 登下校の注意箇所を再確認し、安全に気をつけて生活しようとする心育てる。	本部 代表会議	○給食委員会 ・配膳室の管理 ・学校給食に関する諸活動の企画・運営 ○保健委員会 ・保健・衛生に関する活動			
7月	体育祭結団式	体育祭に向け、学級や学年の枠をこえて協力していく意識をもつ。 仲間と協力して前向きに生活しようとする心育てる。	本部 体育祭実行委員会	○交通安全委員会 ・交通安全に関する活動 ○図書委員会 ・図書室の図書の貸し出しと管理 ・読書活動の啓蒙に関する活動		行事等	部長会の取り組み
8月	ピア・カウンセリング	学年にとらわれぬ人間関係づくりの基盤を作る。	本部 代表委員会	○福祉委員会 ・募金活動などの社会福祉活動の企画・運営 ・地域の福祉に関する活動		4月	新入生を迎える会(部活動紹介) 部活あいさつ運動
9月	体育祭 お祭り集会	目標に向かって団結する心地よさを味わう。 安全に楽しくお祭りに参加する気持ち高める。	代表会議 体育祭実行委員会	○緑化委員会 ・学校内外の緑化活動・校内・地域の美化活動		5月	生徒総会
10月	府中祭 合唱コンクール (福祉委員による発表)	日頃の学校での取り組みを学校内外に広く紹介し、地域として府中をよりよくしていこうとする心育てる。	代表会議 府中祭実行委員会 合唱コンクール実行委員会 福祉	○広報委員会 ・新聞(school news)の発行・校内の掲示活動		6月	市内総体選手壮行会 市総体
11月	いじめ防止フォーラム	いじめ防止と早期発見に向けての意識を高める。	代表会議	○放送委員会 ・校内の放送に関する活動		7月	県南総体
12月	生徒会役員選挙	新年度の役員を選出し、主体的で自治的な心育てる。	選挙管理委員会 保健	○生活向上委員会 ・学校生活の向上を目指す活動の企画・運営 ・清掃用具の整備・点検・管理 ・清掃活動の啓蒙に関する活動		9月	市新人戦
1月	生徒会任命式	よき伝統を引き継ぎ、よりよい学校を築いていく気持ちをもつ。	本部 選挙管理委員会	○体育委員会 ・体育用具庫の管理 ・体育祭の運営(体育祭実行委員会の運営)		10月	県南新人戦 府中祭
2月				○整美委員会 ・清掃用具・コルク・トイレ等の整備 ・生徒による安全点検の実施		11月	
3月	3年生を送る会 学区内児童交流事業	卒業生に対する感謝の気持ちを表し、よりよい伝統を築いていく意識を高める。 新入生の入学の不安を和らげ、歓迎の気持ちを表す。	2・3年生 代表会議 本部役員	【特設委員会】 ○体育祭実行委員会(6月～9月) ・体育祭の企画・運営・各団の中心的役割 ○府中祭実行委員会(6月～10月) ・府中祭の企画・運営 ○合唱コンクール実行委員会(6月～10月) ・合唱コンクールの企画・運営		12月	生徒会役員選挙
【生徒集会のおおまかな流れ】1.はじめの言葉(本部) 2.会の内容(担当委員会) 3.内容の補足(担当職員) 4.校長先生のお話 5.終わりの言葉(本部) 上記以外にも、定期的(月1回程度)に代表会議を招集し、自治的・自主的な学校生活の運営に携わるための組織育成に努める。 学年の生徒会行事(学年レク・学年集会の運営等)は、学年代表委員会を中心にして企画・運営を行う。				各委員会については、創意ある活動を工夫し、生徒の主体性を養う。代表会議の提案によって、柔軟に新たな活動を取り入れられるようにする。		1月	冬休み
						2月	
						3月	3年生を送る会 春休み
						常時活動として、各部の部長を中心に、2ヶ月に1度程度「部活動新聞」を作成・掲示する。	

### (3) 命や人権を尊重する心を育てるために

#### ① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

#### ② 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。生徒は、心が揺さぶられる教材や資料と出会い、互いの価値観を磨き合う学びの場を設定することで、自分自身の行動や生活を省みる。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱う必要がある。

### (4) 保護者や地域を巻き込んで

保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年だより等による広報活動も重要である。

## 3 早期発見

### (1) いじめを見抜く教師の目

#### ① 生徒の立場に立つ

いじめを見抜くためには、生徒一人一人を「人格のある人間」として向き合い、人権を尊重した教育活動を行う必要がある。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の立場に立って、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒を守るという姿勢が大切である。

#### ② 共感的に理解する

教師は、生徒の言動や表情などから、心の動きや状態の変化を敏感に感じ取れるような感性を高めることが重要である。そのためには、生徒の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが求められている。ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

### (2) いじめ発見の手立て

#### ① アンケート

学校全体で、いじめ発見のためのアンケートを計画的にとることは、いじめを早期発見するために有効である。アンケートを実施する上での留意点を確認し、全ての教職員の共通理解のもとで実施する。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

#### ② チェックリスト

いじめを早期発見するために、生徒の授業中や休み時間、給食など学校生活の様々な場面について、観察の視点を決めて全職員で実施する。チェックリストを繰り返し活用することで、教職員の観察力も向上する。

**③ 相談体制**

定期的な教育相談を行うだけでなく、チャンス相談等を実施することで、いじめを早期発見する教育相談体制を整える。必要に応じて、スクールカウンセラーとも連携しながら教育相談を行う。

**④ 保護者との連携**

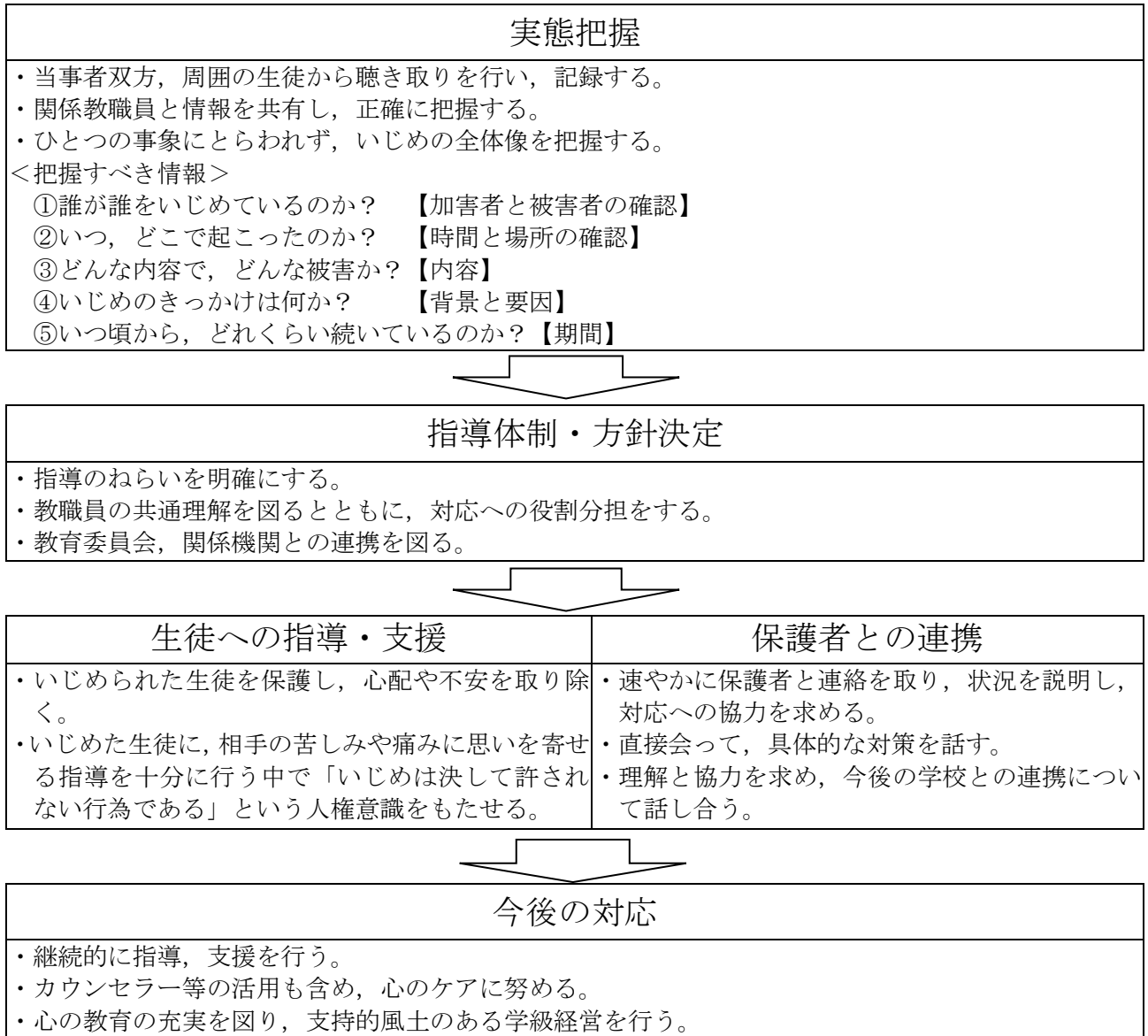
学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

**⑤ ネット目安箱**

茨城県が設置している「いじめなくそう！ネット目安箱」についても周知するなど、学校外にも相談機関があることを伝え、活用を図る。

#### 4 早期対応

##### (1) いじめ対応の基本的な流れ



##### (2) いじめ対応の留意点

###### ① いじめられた側への対応

###### 生徒に対して

- 事実確認をするとともに，冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど，自尊感情を高めるように配慮する。

###### 保護者に対して

- その日のうちに家庭訪問等をし，事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え，今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら，解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の生徒の様子に注意し，些細なことでも相談するように伝える。

## ② いじめた側への対応

### 生徒に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた生徒の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

### 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

## ③ 周囲の生徒への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

## ④ いじめの解消について

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

○いじめに係る行為（被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。ただし、いじめ被害の重大性等によっては、さらに長期間を必要とすると設定する。

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。確認については、本人及び保護者に対して、継続的に面談等を実施し、その状況の把握に努める。

## 5 重大事態とその対処

### (1) 重大事態の調査

重大事態(※)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※ いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
(自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症 等)

※ いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安・一定期間連続して欠席)

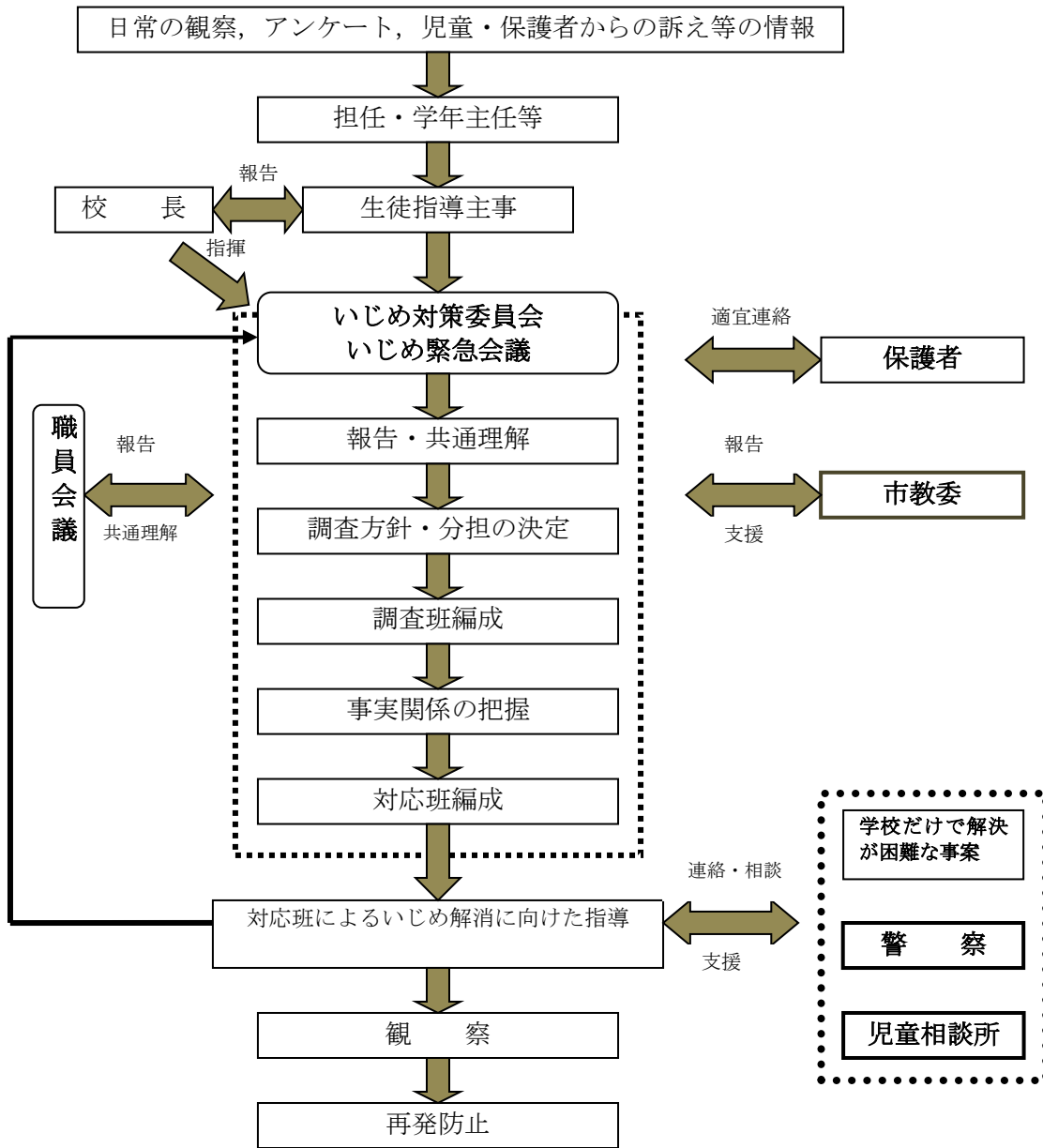
### (2) 重大事態発生時の報告と調査

重大事態が発生した旨を市教委に報告するとともに、調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。



## 6 いじめ発生時の対応フローチャート

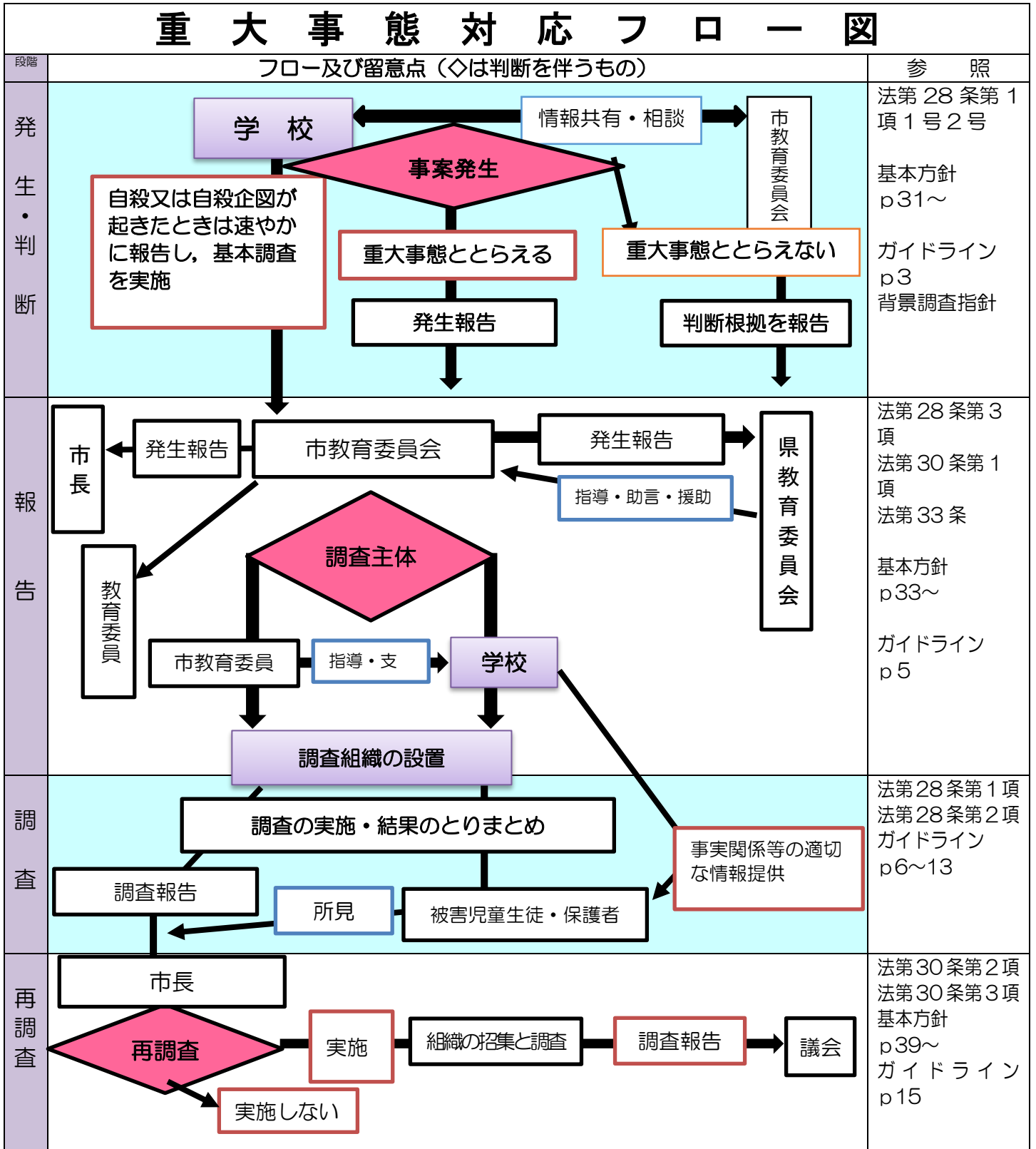
いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、生徒をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

# 重大事態対応フロー図



## 【チェックシート1】いじめの重大事態への対応について

※(p)はガイドラインの対応ページ

No.	対応の段階	チェック項目
<b>【平時の備え】</b>		
1	学校の設置者及び学校の基本的姿勢 (p2～)	<input type="checkbox"/> 基本的な姿勢を確認し、共通理解事項とする <input type="checkbox"/> 重大事態の定義と調査の目的を理解している <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている <input type="checkbox"/> 学校いじめ対策組織やいじめ防止策は機能している
<b>【重大事態発生時及び初期対応】</b>		
2	重大事態を把握する (p3～) ・該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校である ・ <b>「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない</b>	<input type="checkbox"/> 設置者と学校とが情報を共有する <input type="checkbox"/> 判断主体と判断の基準を明確にする <input type="checkbox"/> <b>被害児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、必ず調査をする</b> <input type="checkbox"/> 重大事態ととらえなかった場合は、判断根拠を市町村教育委員会から県教育委員会に報告する
3	重大事態の発生報告 (p5) ・学校は、速やかに設置者を通じて地方公共団体の長へ報告しなければならない ・ <b>市町村教育委員会は県教育委員会へ報告するものとする</b>	<input type="checkbox"/> 判断後、直ちに報告する <input type="checkbox"/> 教育委員会は教育委員に説明する <input type="checkbox"/> 報告内容は【参考様式1】を参照 (例)・重大事態と認めた事由 ・学校名   ・学年   ・氏名   ・性別 ・事案の内容   ・学校の指導経過
4	調査組織の設置 (p6) ・設置者は調査主体・組織を判断する ・公平性・中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行う	<input type="checkbox"/> 調査主体の決定 (設置者 or 学校) <input type="checkbox"/> 利害関係を有しない第三者の参加を図る <input type="checkbox"/> 学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調査の準備を進める <input type="checkbox"/> 第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合について理解している
<b>【調査及び中期対応】</b>		
5	被害者等への調査方針の説明 (p7～) ・「いじめはない」「学校に責任はない」等と断定的に説明してはならない ・対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う ・被害者の心情を害する言動を慎む ・寄り添い、信頼関係を構築する	<input type="checkbox"/> 調査の目的・目標を説明する <input type="checkbox"/> 調査組織の構成(公平性)について説明する <input type="checkbox"/> 調査のスケジュールを示す <input type="checkbox"/> 調査の定期報告を行うことを説明する <input type="checkbox"/> 調査事項・対象・方法について説明する <input type="checkbox"/> 調査方法については、被害者等から要望を聞き取り、調整する <input type="checkbox"/> 調査結果の提供について予め説明する <input type="checkbox"/> 外部に説明する際は、内容を事前に伝える

		<input type="checkbox"/> 加害者等に対しても説明をする・意見を聞く <input type="checkbox"/> 被害者とその家族のケアに努める
6	<p>調査の実施（p10～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートの実施について説明する</li> <li>可能な限り速やかに実施する</li> <li>情報提供した児童生徒を守ることを最優先にする</li> <li>調査の進捗等について被害児童生徒・保護者に経過報告を行う</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 文書管理規則等に基づき適切に保存する <input type="checkbox"/> 公平性・中立性が確保されている <input type="checkbox"/> 記録を被害者等に無断で廃棄しない <input type="checkbox"/> 被害者等に対して説明を拒むようなことがあってはならない <input type="checkbox"/> 関係資料の散逸防止に努める
7	<p>調査結果の説明・公表（p12～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する</li> <li>事前に示した方針に沿って被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 教育委員会会議で議題として取り扱い，総合教育会議においても議題として取り扱うことを検討する <input type="checkbox"/> 報告する際，被害者等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える <input type="checkbox"/> 調査結果は公表することが望ましい <input type="checkbox"/> 公表しない場合でも，再発防止に向け，他の児童生徒又は保護者に対して説明することを検討する
8	<p>個人情報の保護（p14）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護条例・情報公開条例等に従い，適切に判断する</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 個別の情報を開示するか否かは，条例等に照らして適切に判断する <input type="checkbox"/> 個人情報保護を盾に説明を怠らない
<b>【再発防止及び長期対応】</b>		
9	<p>調査結果を踏まえた対応（p14）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の継続的なケアを行う</li> <li>再発防止策の検討を行う</li> </ul>	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等の専門家を活用する <input type="checkbox"/> 加害者に対していじめの非に気付かせる <input type="checkbox"/> 就学校指定変更等，弾力的な対応を検討する
10	<p>地方公共団体の長等による再調査（p15）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の長が必要があると認めるときは，再調査を行うことができる</li> <li>当初調査の主体において，追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長は，再調査を行う必要があるか判断する <ul style="list-style-type: none"> <li>調査時に知り得なかった事実が判明した</li> <li>十分な調査が尽くされていない</li> <li>公平性・中立性について疑義がある</li> </ul> <input type="checkbox"/> 再調査を行った場合には，その結果を議会に報告しなければならない

## 7 学校外のいじめの対応

### (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇メール・チェーンメール</li> <li>◇ブログ・プロフィールサイト</li> <li>◇学校非公式サイト（学校裏サイト）</li> <li>◇ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）：Twitter, facebook など</li> <li>◇動画共有サイト</li> <li>◇LINE</li> </ul>
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。</li> <li>◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。</li> <li>◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。</li> <li>◆一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。</li> </ul>

### (2) 未然防止のために

#### 保護者会等で伝えたいこと

- 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること

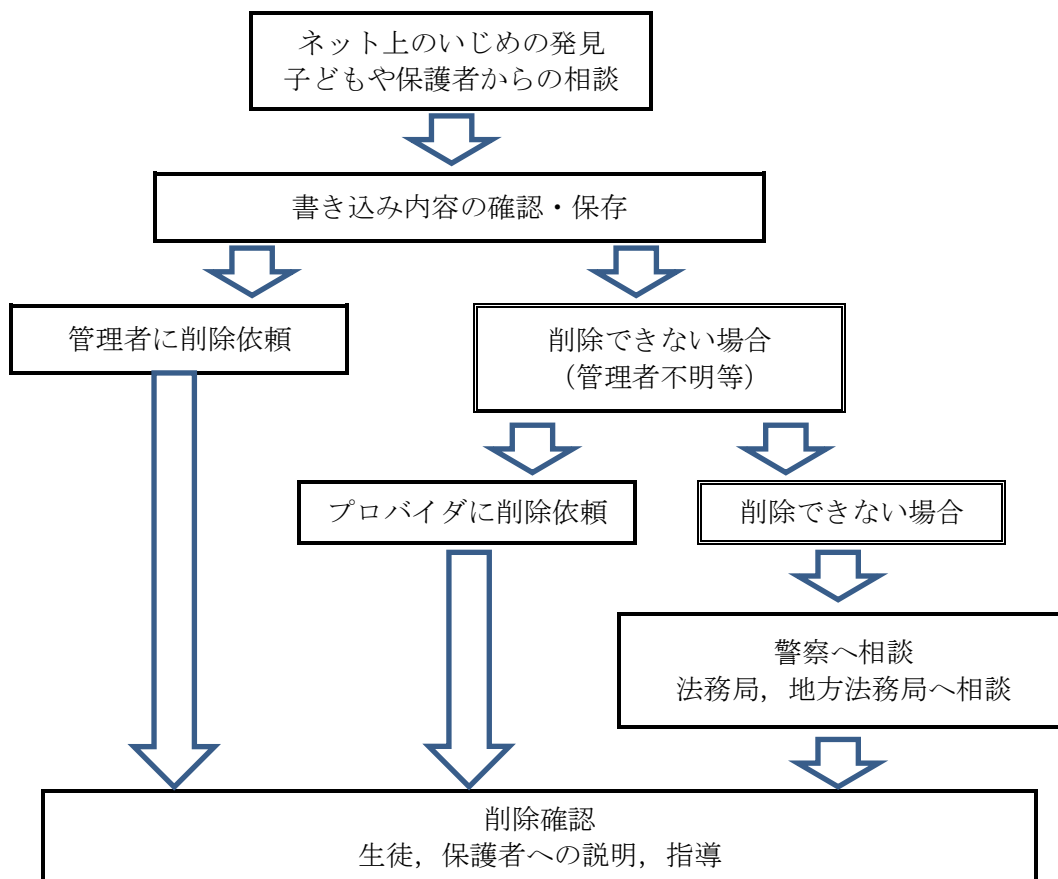
#### 生徒への指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、警察等の機関により特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる事
- 一度流出した情報を回収することは、非常に困難であること

### (3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも生徒の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。

<書き込み等の削除の手順>



① 管理者への連絡

- ・サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼する。
- ・「削除用メールアドレス」「入力フォーム」等が掲載されている場合が多いため、示された方法に従って依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

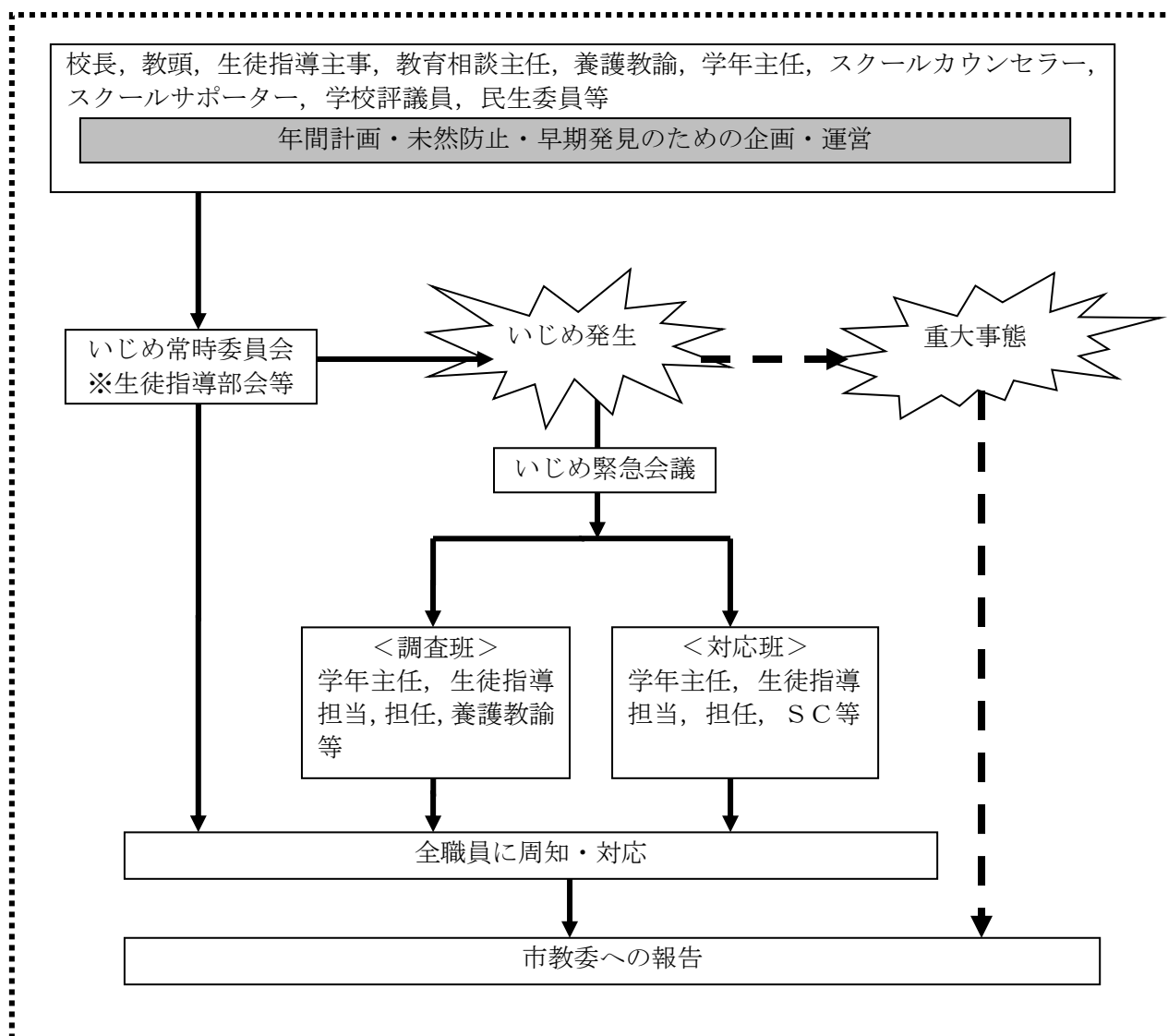
- ・プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。
- ・管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

## Ⅱ いじめ防止対策のための組織・年間計画

### 1 いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任を中心に、スクールカウンセラー、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ常時委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的を開催する。
- (4) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。
- (7) いじめ常時委員会は、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

#### <いじめ対策委員会組織>



※事案により柔軟に編成する。

## 2 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

<年間指導計画>

月	通年	学校行事	年間計画		
			職員会議等	未然防止	早期発見
4	いじめ常時委員会・生徒指導部会(情報共有)・いじめ緊急会議(事案発生時)・市教委報告	○入学式 ○家庭訪問 ○PTA 総会	○いじめ対策委員会(方針, 指導計画) ○職員会議(方針, 指導計画の職員への周知)	○新入生を迎える会 ○部活動あいさつ運動	○家庭訪問 ○いじめ実態把握調査
5		○修学旅行(3年) ○校外学習(2年) ○宿泊学習(1年) ○生徒総会	○情報共有	○生徒総会	○いじめ実態把握調査
6		○市総合体育大会		○市総体壮行会 ○交通安全集会 ○教育相談期間	○SOS チェックシート ○教育相談期間
7		○期末 PTA ○スポーツ集会		○スポーツ集会	○いじめ実態把握調査
8			○いじめ対策校内研修	○ピア・カウンセリング研修会	
9		○あいさつ運動 ○体育祭 ○石岡のおまつり ○市新人体育大会	○情報共有	○おまつり事前集会 ○新人体育大会壮行会	○いじめ実態把握調査
10		○合唱コンクール・府中祭		○合唱コンクール・府中祭 (生徒会, 福祉委員会による発表)	○いじめ実態把握調査
11		○小中あいさつ運動 ○図書・給食集会	○いじめ対策委員会(情報共有)	○小中あいさつ運動 ○図書・給食集会	○SOS チェックシート ○教育相談期間
12		○期末 PTA ○保健集会		○保健集会 ○生徒会役員選挙	○いじめ実態把握調査
1		○第3学期始業式		○生徒会任命式	○いじめ実態把握調査
2		○学年末 PTA	○いじめ対策委員会(次年度の課題把握)	○教育相談期間	○いじめ実態把握調査 ○教育相談期間
3		○3年生を送る会 ○卒業式		○3年生を送る会	○いじめ実態把握調査